

事務連絡

地域生活支援事業実施事業者様

練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課

地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）実施事業者の
登録変更届等について（案内）

日頃から、練馬区の地域生活支援事業にご協力を賜りお礼申し上げます。

登録事項に変更が生じたとき、または当該事業を廃止、休止、再開する場合には、速やかに練馬区長宛てに届出をする必要がございます。

事由が発生する場合、下記の提出先および問合せ先に連絡のうえ、各種届出用紙を郵送またはメールで提出してください。

記

1 事業所登録事項の変更

- (1) 提出書類一覧
- (2) 変更届出書
- (3) 添付書類 ※「(1) 提出書類一覧」に基づき、変更事由に対応した書類を提出

2 事業所の廃止、休止、再開

- (1) 地域生活支援事業者登録事業廃止等届出書
- (2) 移行先リスト(廃止・休止のみ) ※任意様式

3 提出先および問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係

電話 03-5984-2825（直通） F A X 03-5984-1215

メールアドレス：SHOGAICHOSEI@city.nerima.tokyo.jp